

令和8年4月1日 発行

# 仁勇館会員規約

合同会社仁勇館

本規約は、合同会社仁勇館が運営する「仁勇館」（以下、本道場）に入会される会員、ならびに入会しようとする方に適用されます。入会前に必ずご一読ください。

## 目次（全22条）

- |                        |                                    |
|------------------------|------------------------------------|
| <b>第1条</b> 定義          | <b>第12条</b> 諸規則の遵守                 |
| <b>第2条</b> 目的          | <b>第13条</b> 禁止事項                   |
| <b>第3条</b> 運営・管理       | <b>第14条</b> 入室の禁止                  |
| <b>第4条</b> 会員資格条件      | <b>第15条</b> 退会                     |
| <b>第5条</b> 保護者及び親権者の責務 | <b>第16条</b> 会員資格の喪失                |
| <b>第6条</b> 入会手続        | <b>第17条</b> 除名                     |
| <b>第7条</b> 諸手続き        | <b>第18条</b> 施設の一時的閉鎖・一時的休業         |
| <b>第8条</b> 会員の義務       | <b>第19条</b> 損害賠償責任                 |
| <b>第9条</b> 会員お知らせ      | <b>第20条</b> 会員の損害賠償責任              |
| <b>第10条</b> 諸費用        | <b>第21条</b> 諸費用の変更ならびに運営システム変更について |
| <b>第11条</b> 会員資格の取得    | <b>第22条</b> 個人情報の取扱い               |

## 第1条 | 定義

本会則は『仁勇館』（以下、本道場と称する）の会員ならびに本道場に入会しようとする方に適用します。未成年者が入会しようとする場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

## 第2条 | 目的

本道場は空手道の技法を伝授し、人格陶冶、体育知育の総合指導に意を注ぎ、有為な人物育成に貢献し、空手道の発展に努めることを目的とします。

## 第3条 | 運営・管理

本道場は **合同会社仁勇館（代表社員 朱隆昌）** が運営管理にあたります。会派は日本空手道大涛会に加盟しています。

## 第4条 | 会員資格条件

1. 体験入門を2回終了し、入門を許可された方。
2. 年齢が4歳以上の方（3歳児は要相談）。
3. 本道場の目的に賛同される方で、本規約及び諸規則に同意した方。
4. 過去に除名されたことのない方。
5. 暴力団およびその関係者でない方。
6. 医師等により運動を禁止されておらず、本道場利用に支障がないと自己判断された方。

## 第5条

### 保護者及び親権者の責務

1. 第1条定義に定めたとおり、会員が未成年者の場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
2. 第2条目的に定めた事項、道場の指導方針をよく理解し道場と同じ方向を向き子供の成長を見守るものとします。特に5資質（礼節・正義感・道徳心・克己・勇気）の内容を子供に説明できるようにしてください。
3. 見学の際には私語を慎み、礼節をもって見学するものとします。サングラス、ガム、腕組み、脚組みの無いよう見学ください。
4. 会員が未成年者の場合で諸費用を現金で納入する場合は必ず保護者が直接指導者及びスタッフに納入する。
5. 送迎の際には第3者に迷惑がかからぬ様、騒音、交通渋滞にも配慮する。稽古終了後は速やかに帰宅する。

## 第6条

### 入会手続

本道場に入会を希望する者は、所定の申し込み手続きを行い、本道場の承認を得るとともに、道場が定める入会金及び諸費用を支払わなければならない。入会しようとする者が未成年者の場合、所定の用紙により、親権者の同意を得た上で申込みいただきます。

## 第7条

### 諸手続き

1. 本道場より会員の住所宛てに通知する場合には、会員から届け出のあった最新の住所宛てに行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。
2. 会員用お知らせ通知をメール・LINEにて配信希望の場合、所定の方法で配信登録してください。

## 第8条 | 会員の義務

1. 会員は入会申し込み時に記載した事項に変更があったときは、速やかに変更手続きを行う。
2. 会員が施設、施設内備品を破損させた場合、必ず申し出て、直ちに会員費用負担にて修繕する。
3. 安全具、空手着は必ず本道場指定のものを本道場から購入する。
4. 大会会場、セミナー、イベントへの交通手段は本道場が指示した手段に従う。

## 第9条 | 会員お知らせ

本道場からのお知らせは所定の方法でホームページ、LINE等でアップしてゆきます。確認の有無は自己責任とします。会員用お知らせ通知をメール・LINEにて配信希望の場合、所定の方法で配信登録してください。

## 第10条 | 諸費用

1. 一旦納入された入会金及び入会時諸費用は如何なる場合も返還いたしません。
2. 会員は所定の方法で諸費用納入期日までに、それぞれの諸費用を納入頂きます。**支払方法は口座振替を原則とし、振込（合同会社仁勇館 法人口座）または現金にも対応します。**
3. 会員は所定の方法で年度末に年会費を納入頂きます（半年に1回・3月/9月）。
4. 会員は練習出欠の有無に関わらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払い頂きます。

## 第11条 | 会員資格の取得

第6条の入会手続きが完了し、入門願書内の入門許可日より会員資格を取得したものとします。

## 第12条

## 諸規則の遵守

本道場が定める本規約および諸規則を遵守し、師範、指導員、スタッフの指示に従って頂きます。

## 第13条

## 禁止事項

1. 他の方や指導者、スタッフを誹謗中傷すること。
2. 大声、奇声を発したり、他の方や指導者、スタッフへの威嚇、無礼、迷惑行為。
3. 道場、施設内の器具・備品の故意の損壊や持ち出し。
4. 高額な金銭、貴重品の道場、施設内への持ち込み。
5. 指導方針、練習内容、昇級・昇段審査の範疇に立ち入る事。

## 第14条

## 入室の禁止

1. 本規約および諸規則を遵守しない方。
2. 道場内秩序を乱す恐れのある方。その他本道場が不相当とみとめた方。
3. 医師等により運動を禁じられている方。
4. 伝染病、その他他人に伝染・感染する疾病を有する方。
5. 酒気を帯びている方。

## 第15条

## 退会

会員は自己都合で退会するとき、所定の期日（**退会月の前月5日**）までに、所定の書面にて手続きを完了してください。手続きが完了するまで、諸費用が発生します。

## 第16条 | 会員資格の喪失

1. 退会届が受理されたとき
2. 除名されたとき
3. 死亡したとき
4. 道場、施設が閉鎖したとき
5. 道場が運営上困難と判断したとき
6. 過去に本道場から除名の通告をうけていたとき

## 第17条 | 除名

1. 第4条の会員資格条件から逸脱したとき
2. 本規約、本道場が定める規則等に違背したとき
3. 連続して3ヶ月分の会費を滞納したとき。その間の会費をお支払いいただき除名となる。
4. 本道場が会員としてふさわしくないと認めたとき

## 第18条 | 施設の一時的閉鎖・一時的休業

次の各号に該当するときは、道場、施設の閉鎖、もしくは休業をすることができる。

1. 気象災害、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき
2. 施設の増改築、修繕または点検によりやむをえないとき
3. その他重大な事由によりやむをえないとき

## 第19条

### 損害賠償責任

会員が本道場の活動中、会員自身が受けた損害に対して、スポーツ安全保険内の補償外は一切責を負いません。会員同士の間で生じたトラブル、会員以外の第三者とのトラブルについても一切関与せず、責を負いません。

## 第20条

### 会員の損害賠償責任

会員が会員の責に帰する事由により道場・他会員または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

## 第21条

### 諸費用の変更ならびに運営システム変更について

1. 本道場は本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について本道場が必要と判断したときは変更することができる。
2. 会費、年会費の変更が必要と判断したときは **3ヶ月前までに通達** し、変更することができる。
3. 運営システムおよび本規約、諸規則について本道場が必要と判断したときは変更することができる。

## 第22条

### 個人情報の取扱い

本道場は会員から取得した個人情報について、別途定める「プライバシーポリシー」に従い適切に管理し、入会手続き、稽古運営、保険申請、緊急連絡、会員お知らせ等の目的にのみ使用します。法令の定めによる場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

合同会社仁勇館

代表社員 朱 隆昌

本店：東京都江東区大島8-4-2／事務局：東京都江東区猿江1-22-1

TEL：080-4716-0615 Email：[kodomo.karate.kyositsu@gmail.com](mailto:kodomo.karate.kyositsu@gmail.com)

令和8年4月1日 発行 (R8.4.1)